

事業者向けの主な支援策

新型コロナウイルスの影響を受ける市内の事業者に対して、緊急支援を行います。



緊急事態宣言の影響緩和に係る 一時支援金

法人: 60万円

個人: 30万円 を上限に支給

【申請期間:令和3年3月8日~令和3年5月31日】

重複不可:

→ 売上が減少した事業者への支援

法人: 15万円

個人: 10万円 を上限に支給

【申請期間:令和3年3月10日~令和3年6月14日】

2021年1月の緊急事態宣言に伴い、①発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、又は②発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていることにより、令和3年1~3月のいずれかの月の売上が対前年同月比(または前々年同月比)で50%以上減少した事業者に対し、中小法人等60万円、個人事業者等30万円を上限に支給

【国】一時支援金事務局相談窓口 0120-211-240

> (IP電話: 03-6629-0479) (毎日8時半~19時)



緊急事態宣言に伴い、令和3年1~3月のいずれかの月の売上が減少した事業者で、国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」や「福岡県感染拡大防止協力金(第1期~第4期)」の対象とならない事業者に対し、中小法人等15万円、個人事業者等10万円を上限に支給



【市】福岡市売上が減少した 事業者への支援事務局 092-286-7137 (平日9時~17時)

PEW III

福岡県感染拡大防止協力金

①中小企業 (売上高に応じて)

(第5期) **2.5万円~7.5万円/日**

〔第6期〕 **3万円~10万円/日** を支給

②大企業〔第5期・第6期〕

売上高減少額の4割/日 を支給

【申請期間: 令和3年5月20日~令和3年6月19日】

県の要請に応じ、

〔第5期〕令和3年4月22日から5月5日

〔第6期〕令和3年5月6日から5月19日 の全ての 期間に営業時間短縮を行った要請対象施設に対し、

①中小企業は前年度又は前々年度の1日あたりの 売上高に応じて

〔第5期〕2.5万円~7.5万円/日 〔第6期〕3万円~10万円/日

②大企業は前年度又は前々年度からの1日あたりの 売上高減少額の4割/日(第5期、第6期で上限が 異なる)を支給

【県】福岡県感染拡大防止協力金 コールセンター 0120-567-918 (毎日9時~17時)



感染症対策強化経費 に対し

60万円を上限に支給

※消耗品は対象外

※国・県・市から同様の助成がある事業を除く

【申請期間: 令和3年3月10日~令和3年6月30日】

来店型の施設等を対象に、感染症対策強化の取り組みにかかる物品・サービス導入経費や工事経費の3分の2、60万円(うち、物品・サービス導入経費は上限20万円)を上限に支援



【市】感染症対応シティ 促進事業事務センター 092-707-3046 (平日9時~18時)



5月7日現在の情報です。 各支援策の詳細や最新情報、 その他の支援策についての情報は、ホームページをご確認ください。 https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19_ji.html

福岡市 コロナ支援

事業者向けの主な支援制度

援制度・窓口等 問い合わせ先 【国】福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 雇用調整助成金 092-402-0537 平日8:30~17:15 労働者の一時休業などにより雇用維持を図った場合に 【国】雇用助成金コールセンター 休業手当等の一部を事業主へ助成 0120 - 60 - 39999:00~21:00 (土日祝日対応) 付 事業者向け支援金等 金 申請サポート事業(サポート金の支給) 【市】申請サポートセンター もらえる 092-600-4928 国・県・市の事業者向け支援制度の申請手続きを、行政書士 平日9:00~17:00 または社会保険労務士に依頼した際に生じる、行政書士または 社会保険労務士に支払う報酬の一部を支援 (上限5~10万円、支援制度によって異なる) 福岡市新規創業促進補助金 【市】経済観光文化局 創業支援課 092-711-4455 国の特定創業支援等事業を活用し登録免許税半額軽減を受け 平日9:00~17:00 会社を設立した方に対し、残りの半額相当額を支援 生産性革命推進事業 ※ 詳しくはホームページをご参照ください。 補 感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレ 助 ワーク等に対応したITツールの導入等への補助金 【中小機構・生産性革命 金 ・ものづくり補助金 推進事業ポータルサイト】 活 (新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等) https://seisansei.smrj.go.jp/ 持続化補助金(小規模事業者の販路開拓等) ・IT導入補助金(ITツール導入による業務効率化等) 【市】中小企業サポートセンター(経営支援課) 福岡市商工金融資金制度 092-441-2171 経営安定化特別資金(特例枠) (保証料ゼロ、融資利率1.3%) 平日9:00~16:30 ※融資申込に際しては、事前にセーフティネット保証4号 ※取扱金融機関(お取引のある又はお近くの 沓 または危機関連保証の市の認定が必要となります。 金融機関に ご相談ください。) か 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 日本政策金融公庫の特別貸付 0120-154-505 ・実質無利子・無担保融資(特別利子補給) 平日9:00~17:00 ・既往債務の借換も可能(実質無利子化) 土曜電話相談 (9時~15時) ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 等 小規模事業者·個人事業主0120-112476 · 衛生環境激変対策特別貸付(旅館業、飲食店営業等) 0120 - 327790・農林漁業セーフティネット資金農林漁業者向け) 農林漁業者等 0120-926478 事業者向け共同相談窓口 福岡商工会議所 福岡商工会議所ビルに設置の共同相談窓口(総合受付2階) 092-441-2161、092-441-2162 新型コロナウイルス感染症対策として、福岡商工会議所と福岡市が 平日9:00~17:00(12~13時除く) 連携のうえ、経営相談窓口を設置

> 【市】申請サポートセンター 092-600-4928

平日9:00~17:00

事業者向け支援金等

サポーターが無料で訪問し対応

事業者向け支援施策に関する電話相談に対応

申請サポート事業(相談対応)

申請手続き方法や必要書類などの相談を希望する場合は、専用相談